

○建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例

昭和48年12月22日

条例第42号

(目的)

第1条 この条例は、駐車場法(昭和32年法律第106号。以下「法」という。)の規定に基づき、建築物における駐車施設の附置及び管理について定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第3条 駐車場整備地区内において、特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積の2分の1の合計が、1,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、次の表によつて算出される数以上の台数分の駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

建築物の部分の床面積の合計	附置すべき駐車施設の算出方法
6,000平方メートル未満	$\frac{((A/150) + (B/450)) \times (1 - (1,000 \times (6,000 - D)))}{(6,000 \times C - 1,000 \times D)}$
6,000平方メートル以上	$(A/150) + (B/450)$
備考	
1 この式におけるA、B、C及びDは、それぞれ次の値を示すものとする。 A 特定用途に供する部分の床面積 B 非特定用途に供する部分の床面積 C $A + (B/2)$ D 延べ面積	
2 算出した数に小数点以下の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。	
3 面積の単位は、平方メートルとする。	
4 床面積及び延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積は除くものとし、観覧場の屋外観覧席の部分の床面積については、これを含むものとする。	

(大規模な事務所の特例に係る大規模低減)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、事務所の用途に供する部分の床面積が10,000平方メートルを超える建築物にあつては、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じたものの合計に10,000平方メートルを加え

た面積を当該用途に供する部分の床面積とみなして、同条の規定を適用する。

(建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置)

第4条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分が増加することとなるもののために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築又は用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(駐車施設の規模)

第5条 前3条の規定により附置する駐車施設の規模は、市長が定める基準により自動車が有効に駐車し、かつ、出入することができるものとしなければならない。

(駐車施設の附置の特例)

第6条 第3条、第3条の2又は第4条の規定により駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の状態により市長がやむを得ないと認める場合において、当該建築物の敷地からおおむね300メートル以内の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物の敷地内に駐車施設を設けたものとみなす。

2 前項に規定する駐車施設を設けようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

(適用除外)

第7条 次に掲げる建築物の新築、増築又は用途変更については、第3条及び第4条の規定は適用しない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条に規定する仮設建築物

(2) 学校、保育園等で市長が特に認めるもの

2 この条例施行後、新たに駐車場整備地区に指定された区域内において、当該地区に指定された日から起算して6箇月以内に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者については、第3条、第3条の2及び第4条の規定は適用しない。

(駐車施設の管理)

第8条 第3条、第3条の2又は第4条の規定により設置された駐車施設(第6条第1項に規定する駐車施設を含む。)の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその設置の目的に合するよう管理しなければならない。

(立入検査等)

第9条 市長は、この条例を施行するために必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして建築物

若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第10条 市長は、第3条から第5条まで又は第8条の規定に違反した者に対し、相当の期間を定めて駐車施設の設置又は原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による措置を命じようとするときは、当該違反者に対して、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行なうものとする。

(罰則)

第11条 前条第1項の規定による市長の命令に従わなかつた者は、10万円以下の罰金に処する。

- 2 第9条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。(昭和49年2月規則第12号で、同49年2月1日から施行)
- 2 この条例が施行された日から起算して6箇月以内に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者については、この条例は適用しない。

附 則(平成13年10月1日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年10月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者が附置すべき駐車施設については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月24日条例第12号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則

昭和49年7月31日

規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例(昭和48年山口市条例第42号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 条例第3条、第3条の2及び第4条の規定により駐車施設を附置しようとする者は、駐車施設設置(変更)届(第1号様式)に別表(ア)の部に掲げる図面を添えて市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合もまた、同様とする。

(駐車施設の規模)

第3条 条例第5条の規定により定める駐車施設の規模の基準は、次のとおりとする。

(1) 駐車方法別車路幅及び駐車のに供する部分は次表のとおりとし、自動車が有効に駐車し、かつ、出入りすることができるものであること。

駐車方法		車路幅(m)	駐車のに供する部分(m)
(1) 角度駐車	30° (前進駐車)	3.5以上	2.3以上×5.0以上
	45° (〃)	4.0以上	
	60° (〃)	4.5以上	
	60° (後退駐車)	4.0以上	
	90° (前進駐車)	9.0以上	
	90° (後退駐車)	5.5以上	
(2) 平行駐車		3.5以上	2.3以上×7.5以上

(2) 前号の規定は、特殊な装置を用いる駐車施設で自動車が有効に駐車し、かつ、出入りできると市長が認めるものについては適用しない。

(特殊装置)

第4条 前条第2号の規定による特殊な装置を用いる駐車施設を設置する者は、特殊駐車装置認定申請書(第2号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項による申請を承認した場合は、特殊駐車装置認定書(第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(特例に関する承認)

第5条 条例第6条の規定による駐車施設の設置をしようとする者は、駐車施設附置場所特例申請書(第4号様式)に別表(イ)の部に掲げる図面を添えて市長に提出しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合もまた、同様とする。

2 市長は、前項の申請があつた場合において承認の決定をしたときは、駐車施設附置場

所特例承認書(第5号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(身分証明書の様式)

第6条 条例第9条第2項の身分証明書は、第6号様式とする。

(措置命令書の様式)

第7条 条例第10条第2項の措置命令書は、第7号様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年4月1日規則第5号の2)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年10月1日規則第30号)

この規則は、平成13年10月15日から施行する。

別表

図面の種類		明示すべき事項
(ア) 駐車施設	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置
	建築物の姿図	正面図、側面図
	配置図	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設内外の自動車の通路及び巾員並びに敷地が接する道路の位置及び巾員
	各階平面図	縮尺、方位、間取及び規模並びに駐車施設内外の自動車の通路及び巾員
	建築物の駐車場断面図	縮尺、車路の部分の高さ、駐車部分の高さ
(イ) 条例第6条の建築物	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置並びに建築物との距離
	建築物の姿図	正面図、側面図
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及び巾員
	各階平面図	縮尺、方位、間取及び各室の用途

備考

図面の縮尺

- 1 付近見取図 2,500分の1以上
- 2 建築物の姿図 300分の1以上
- 3 配置図 200分の1以上
- 4 各階平面図 100分の1以上
- 5 建築物の駐車場断面図 100分の1以上

第1号様式(第2条関係)

	駐車施設	設置 変更	届
年 月 日			
<p>山口市長 様</p> <p style="text-align: right;">設置者 住所 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 氏名 印 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)</p> <p>下記のとおり駐車施設を設置(変更)するので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
駐 車 施 設	設置 場 所	山口市 町 丁目 番 号	
	敷 地 の 権 利	1 自己所有 2 借地 3 その他	
	使 用 承 諾 者	住所又は所在地 氏名又は名称	
	規	区分	面積及び駐車台数

	模	建築物内	m2							台	合計
		建築物外	m2							台	m2 台
建築物	所在地	山口市 町 丁目 番 号									
	用途及び地域地区	1特定() 2特定以外					1商業地域 2近隣商業地域 3その他()				
	延べ面積	階	B	1	2	3	4	5	6	7	合計
		面積									
受付年月日		年 月 日 第 号									
確認(許可)申請受付		年 月 日 第 号									
確認(許可)年月日		年 月 日 第 号									
備考											

第2号様式(第4条関係)

特殊駐車装置認定申請書

年 月 日

山口市長 様

申請者 住所
氏名 印

建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則(昭和49年山口市規則第37号)第4条の規定により特殊な装置を用いる駐車施設について認定を受けたいので、次のとおり申請します。

特殊装置の名称及び型式		
特殊装置の主要寸法及び性能	主要寸法	
	収容可能自動車寸法	
	収容台数	
特殊装置の構造概要		
その他参考事項		

第3号様式(第4条関係)

特殊駐車装置認定書

年 月 日

申請者住所
氏名 様

山口市長 印

年 月 日付で申請のあつた次の特殊駐車装置は建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則(昭和49年山口市規則第37号)第3条第2号の規定により、同条第1号の規定による構造又は設備と同等以上の効果があると認める。

特殊装置の名称及び型式		
特殊装置の主要寸法及び性能	主要寸法	
	収容可能自動車寸法	
	収容台数	
許可条件		

第4号様式(第5条関係)

駐車施設附置場所特例申請書

年 月 日

山口市長 様

申請者 住所

	特殊駐車装置の 認定の有無	1有 2無	認定年月日	第号
--	------------------	-------	-------	----

第5号様式(第5条関係)

駐車施設附置場所特例承認書

年 月 日

申請者 住所
氏名 様

山口市長 印

年 月 日付で申請があつた駐車施設附置場所の特例については、建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例(昭和48年山口市条例第42号)第6条第1項の規定に該当するので、承認する。

当 該 建 築 物	所在地					
	地域地区		1商業地域 2近隣商業地域 3その他()			
	規模	特定用途部分	その他の部分	合計		
		m2	m2	m2		
駐 車 施 設	設置場所		山口市 町 丁		当該建築物からの距離	m
	敷地建築物		所 有 権、 使 用 権 の 区 分	権利者住所氏名		権利者承認印
	権 利 関 係	敷地	所 有 権			
			使 用 権			
	建築物	所				

		有 権				
		使 用 権				
規 模	区分	当該施設の収容能力及び面積			条例第3条、第3条の2 及び第4条による台数	
		収容台数	施設面積	駐車部分の面積		
	建築物内	台	m2	m2	台	
	建築物外	台	m2	m2	台	
特例申請理由						
特殊駐車装置を使用する場合 の型式及び収容台数		型式及び収容台 数				
		特殊駐車装置の 認定の有無	1有 2無	認定年月日	第号	

第6号様式(第6条関係)

第 号
身分証明書
所属
職名及び氏名
年 月 日生
上記の者は、建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例(昭和48年山口市条例第42号)第9条に規定する、駐車施設に立ち入り、検査をする職員であることを証明する。
年 月 日
山口市長 印

--

第7号様式(第7条関係)

措置命令書	
	第 号
	年 月 日
住所	
氏名	様
	山口市長 印
建築物の所在地	
山口市	町 丁目 番 号
建築物の用途及び規模	
上記の建築物は、建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例(昭和48年山口市条例第42号)第 条の規定に違反しているので同条例第10条の規定により次のとおり措置を命ずる。	
記	
措置	
理由	

--	--